

三重県脱炭素社会推進本部設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 三重県における脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的に推進することを目的として、三重県脱炭素社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （ 1 ）脱炭素に関する動向の情報共有。
- （ 2 ）脱炭素社会の実現に向けた事業・取組に関すること。
- （ 3 ）脱炭素社会の普及啓発に関すること。
- （ 4 ）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（運営）

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて推進本部に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第 5 条 推進本部の事務局は、環境生活部地球温暖化対策課に置く。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（第3条関係）

三重県脱炭素社会推進本部 本部員

防 災 対 策 部 長
戦 略 企 画 部 長
戦 略 企 画 部 東 京 事 務 所 長
総 務 部 長
医 療 保 健 部 長
子 ど も ・ 福 祉 部 長
環 境 生 活 部 長
環 境 生 活 部 廃 棄 物 対 策 局 長
地 域 連 携 部 長
地 域 連 携 部 国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長
地 域 連 携 部 南 部 地 域 活 性 化 局 長
農 林 水 産 部 長
雇 用 経 済 部 長
雇 用 経 済 部 観 光 局 長
県 土 整 備 部 長
県 土 整 備 部 理 事
会 計 管 理 者 兼 出 納 局 長
企 業 庁 長
病 院 事 業 庁 長
教 育 委 員 会 教 育 長
警 察 本 部 長

三重県脱炭素社会推進幹事会設置要綱（案）

（目的）

第1条 三重県脱炭素社会推進本部設置要綱（以下「本部要綱」という。）第2条の所掌事務の円滑な処理を行うため、本部要綱第6条に基づき、三重県脱炭素社会推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 幹事会は、本部要綱第2条の各号に掲げる事項を推進本部に諮るため必要な調査、審議等を行うものとする。
2 推進本部からの指示事項の処理及び、連絡・調整等を行うものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表に掲げる職にある者を充てる。
2 幹事長は、環境生活部副部長をもって充てる。

（運営）

第4条 幹事会は、幹事長が招集し、その座長となる。
2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
4 幹事会には、必要に応じて部会を設置することができる。

（事務局）

第5条 幹事会の事務局は、環境生活部地球温暖化対策課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（第3条関係）

三重県脱炭素推進幹事会 幹事

防 災 対 策 総 務 課 長
戦 略 企 画 総 務 課 長
総 務 課 長
医 療 保 健 総 務 課 長
子 ど も ・ 福 祉 総 務 課 長
環 境 生 活 総 務 課 長
地 域 連 携 総 務 課 長
農 林 水 産 総 務 課 長
雇 用 経 済 総 務 課 長
県 土 整 備 総 務 課 長
出 納 総 務 課 長
企 業 総 務 課 長
県 立 病 院 課 長
教 育 総 務 課 長
警 察 本 部 警 務 部 会 計 課 長